

第2章 拡大するタイとインドシナ三国の経済関係

はじめに

一九八八年八月、就任したばかりのチャチャイ・タイ首相（当時）がインドシナへの平和的接近を唱えて以後、歴代タイ政府はインドシナ支援ならびに民間企業のインドシナ進出の手助けを課題としてきた。最近では、九二年一〇月に登場したチュアン政権がその施政方針の中で、近隣諸国との友好関係強化のために、二国間および多国間での経済、技術、文化、人作りにおける協力を促進することをうたっている。また、バーツ圏拡大のため、タイをこの地域の金融の中心とすること、経済金融の中心になるために最新の通信網を整備すること、近隣諸国とつながるインフラを整備すること、タイをこの地域における航空、観光の中心とすること、などを課題としてあげている。

タイは先ずインドシナに隣接するという地理的利点をもつことから、インドシナへのゲートウェイとして宣伝されている。また、民族的、歴史的、文化的共通点も多いことから、両者の関係の展開には他とは違つたものがある。タイの中には、文化的協力にもつと力を注ぐべきであるといった意見も出ているが、本章は、両者の経済関係のみに焦点を当てている。

以下、タイとインドシナ三国の経済関係について貿易、投資、協力、金融に分けて概観することにしたい。なお、ラオス、カンボジアとの関係については、第5、6章で触れられているので、ここでは、ベトナムとの関係についての論述が中心になることをお断りしておく。

第1節 貿易

1 概況

タイとインドシナ三国との貿易総額は表2-1-1のように、一九八七年の一三億バーツから九一年の七一億バーツへと、五倍に拡大した。タイの全輸出入額に対する割合は〇・四%から〇・五%程度である。

経済発展のレベルの違いを反映して、タイとインドシナ三国の貿易は、タイが工業製品を輸出し、原料を輸入するという垂直的関係になつてている。貿易規模の拡大は、タイ側の旺盛な一次産品原材料需要と、インドシナ側の工業製品需要の増大によるものである。タイのインドシナからの輸入の七、八割は木材である。タイでは近年の急速な工業化の進展によつて、工業用原料としての資源が国内に枯渇ぎみであり、この点でインドシナの資源はタイにとつて魅力がある。一方、インドシナ側も、外貨獲得のため、また、工業技術が未成熟であることから、当面はタイの需要に応えることができる。

人口が少ないわりにラオスとの貿易量が大きいのは、ラオスとタイとの経済関係の密接性の現われである。ベトナムとの貿易量は近年になつて増加傾向にある。カンボジアについては、直接投資面で

表2-1 タイとインドシナ3国との貿易

〔インドシナ全体〕

(単位: 1,000バーツ)

	1987	1988	1989	1990	1991
貿易総額	1,361,303	2,230,758	4,608,498	5,993,525	7,101,533
輸出	1,134,220	1,430,598	2,054,484	2,162,680	2,635,628
輸入	227,083	800,160	2,554,014	3,830,845	4,465,905
貿易収支	907,137	630,438	-499,530	-1,668,165	-1,830,277

〔対ベトナム〕

	1987	1988	1989	1990	1991
貿易総額	186,072	350,127	1,592,163	2,862,672	3,532,265
輸出	111,375	118,451	413,523	462,564	562,135
輸入	74,697	231,676	1,178,640	2,400,108	2,970,130
貿易収支	36,678	-113,225	-765,117	-1,937,544	-2,407,995

〔対ラオス〕

	1987	1988	1989	1990	1991
貿易総額	1,174,849	1,866,192	2,924,591	2,812,674	3,156,230
輸出	1,022,463	1,298,208	1,638,545	1,678,412	1,955,652
輸入	152,386	567,984	1,286,046	1,134,262	1,200,578
貿易収支	870,077	730,224	352,499	544,150	755,074

〔対カンボジア〕

	1987	1988	1989	1990	1991
貿易総額	382	14,439	91,744	318,179	413,038
輸出	382	13,939	2,416	21,704	117,841
輸入	n.a.	500	89,328	296,475	295,197
貿易収支	382	13,433	-86,912	-274,771	-177,356

(出所) Custom's Department, Finance Ministry, *Foreign Trade Statistics of Thailand*, 各年版。

のタイのプレゼンスは大きいが、貿易量はきわめて少ない。

また、収支構造に関しては、タイ側が大幅な出超であったのが、一九八九年以降、タイがベトナムからの輸入を拡大したことから入超に転じた。

ただし、上記の数字は通関統計によるもので、ラオス、カンボジアとの密貿易は、公式貿易量の半分に達するとの見方もある。インドシナ三国に外貨が乏しいため、バーテーで取引されることが多かつたが、納期が遅れるなどの不満がタイ側に強い。

タイ国内では商務省がインドシナとの貿易に関する情報提供に当たっている。一九九二年一一月に行なわれた貿易政策に関するセミナーでの商務省の報告⁽¹⁾は、ベトナム側の制度、法律面での整備が十分明確でなく、責任者の間でも認識が行き届いておらず、知識・経験・資金のある事業家が不足し、また、闇市場による攪乱もあり、交易にリスクが大きいと指摘している。

現地では一九九一年初めに、ハノイに商務事務所、プロンペンに貿易代表部が設置され、タイは国をあげて貿易促進に当たっている。

2 対ベトナム貿易

一九九一年で見ると、ベトナムに対しても大幅な入超である。タイからの主な輸出品は、砂糖、ポリプロピレン、ポリエチレン、プラスチック板(ポリビニルクロライド)、プラスチック製品、モーター

サイクル、天然ゴム・シート、鉄パイプ・継手、小麦製品である。輸入品は、木材・紙パルプが圧倒的に多く、同国からの全輸入額の七割を占める（八七年のシェアは一五%であったが、翌年には五割に増えた）。ただし、ベトナム政府は九二年初め、木材輸出を禁止した。木材の他に、水牛皮、亜鉛鉱、無煙炭、冷凍いか、冷凍えび、銑鉄・鉄鋼半製品がある。八九年にベトナムへの全輸出額の六割を占めたジユート袋は、その後輸出はなくなつた（表2-2）。

両国が関心をもつ貿易品目として、

米がある。ベトナムは一九九〇年一六〇万トン、九一年一一〇万トン、九二年には一九〇万トンの米を世界に輸出してタイの業者に驚異を与えた。タイの輸出量は、九〇年四〇一万トン、九一年四三三万トンである。九〇年で見て、ベトナムでは米の輸出額の全体に占める割合は一三%、タイでは五%弱である。当面、ベトナム産の米は精米施設が良くないことから屑米を多く含み、一級米は少量で、

表2-2 タイの対ベトナム貿易

〔輸出〕 (単位: 1,000バーツ)

全 体	1989	1990	1991
うち主要品目			
プラスチック	8,559	77,335	102,711
砂 糖	15,558	175,942	102,141
機 械	18,997	38,011	67,318
車 輛	20,085	4,673	43,105
鉄 鋼 製 品	1,677	6,340	29,007
電 気 機 器	9,128	26,817	26,243
有 機 化 学	17,616	45,170	24,242
ゴム・同製品	11,617	1,898	21,964

〔輸入〕

全 体	1989	1990	1991
うち主要品目			
木材・木製品	371,375	1,227,447	2,122,486
皮	225,388	401,158	346,259
鉄 鋼	492,115	550,986	218,611

(出所) 表2-1と同じ。

タイの低質米市場が食われているという。ベトナム政府発表⁽²⁾では、九〇、九一年の米の主な輸出先は、フランス、旧ソ連、フィリピンなどである。今後ベトナムで品種転換と精米施設の改善が進めば、タイ米との競合は避けられない。九二年八月にタイの商業相がベトナムを訪問した際には、両国間で米の生産・取引に関して協議することが合意されている。九三年二月の両国間協議では、タイの副商業相がベトナム農業次官に対し、米価安定のために同国の水田をどうもろこし、大豆のプランテーションに変えることを助言し、生産物をタイが買う用意があると申し入れている。先のタイ商務省報告は、タイが米の輸出に関して設備、市場開拓のノウハウを持つてるので、ベトナム米の輸出の手助けをすべきであると述べている。すでにタイの米輸出業者はベトナム米を買い付けている。

第2節 投資

1 概況

タイからの資本流出（エクイティ取得、ネット）は、一九八七年に香港、米国での金融機関への投資があつて増え始めた。八七年から九一年までの累計で、総額（ネット）一四二・七億バーツ、相手国別では、米国がトップで五三・六億バーツ、次いで香港が四八・八億バーツ、さらにシンガポールが一九・

九億バーツとなつてゐる。また、業種別では製造業が五九・四億バーツ(食品、電気が大きい)、金融業が五七・四億バーツとなつてゐる。ただし、この統計は中央銀行発表によるもので、同銀行を経由したものしか含んでいない。

最近の中央銀行発表によれば、一九九二年一～九月の対外投資は前年同期の三二億バーツから二四億バーツへと二五%減少したが、その中でヨーロッパ向けとインドシナ向けは増加し、インドシナ向けは三億二六八〇万バーツへと三四五%増加した。

対外投資の動機としては、輸出拡大のための市場開拓、生産維持ないし拡大のための原料確保、国内の労働コスト上昇のための生産シフト、先進国への輸出確保のためのGSP利用などがある。資源立地の例としては、スーンファセン・グループによる中国でのユーカリ・プランテーションがある。

投資委員会は一九九一年八月、タイの対外投資活動のガイドラインを検討し、情報提供、特にインドシナに関するサービスを充実させることが確認された。さらに、投資優遇策として次のような措置を検討した。すなわち、海外からの獲得外貨送金に対する所得税免除、投資送金許可、タイの海外企業からの原料輸入税免除、海外投資からの営業利潤の課税所得からの除外などである。

一九九一年四月、中央銀行も自由化の第二段階として、一年一件当たり五〇〇万ドルまでの対外投資を中心銀行の事前許可なしにできるようにした。ただし、不動産、金融資産については中央銀行の許可が必要る。また、隣国への外貨持ち出しを旅行一回につき、一〇万バーツまで自由とした。

対インドシナ進出の動機ということでは、市場開拓、資源確保の二つが重要であろう。特にインドシナの未開拓資源は、タイにとつて大きな魅力である。観光事業もまた隣接国タイにとつて見逃せな

い。

タイからのインドシナに対する投資はまだ小さい。ベトナム協力投資委員会の発表によれば、ベトナムでの外国投資は台湾、香港が上位にあり、タイのシェアは小さい。ラオスに対してはタイからの投資額が全体の半分近くを占めている。

一九九二年一月にタイのアナン首相（当時）がベトナムを訪問した際、投資促進・保護協定が調印され、また、同年末には二重課税防止協定が調印されている。

タイ投資委員会は対外投資に対し、国内投資に適用しているようなインセンティヴは与えていない。しかし、一九九二年三月インドシナ室を設けて、タイ企業家に対しインドシナ進出のための情報サービスを行なっている。九三年一月、同委員会はタイ企業家に対し、ベトナムが国内産業への保護を強化する前に進出することを勧告している。有望な分野として、食品加工、農産物加工、観光関連事業、靴・衣類・家具・セラミックス・プラスチックなどの軽工業、鉱業、エレクトロニクスなどを挙げている。

インドシナ地域での生産に当たっては、カンボジアを経由した密輸で安く商品がタイに入つてくるという問題があつたが、ポル・ポト派に対する制裁措置などで、しだいに密輸は減るとの見方もある。

2 対ベトナム

ベトナムの国家協力投資委員会が発表した一九九二年一〇月一五日段階でのタイからの投資認可事業は二八件、金額は六一八〇万米ドルであり、金額で見て全体の中位第三位、シェアは一・六%と低い。業種としては、漁業、宝石、皮革、食品、観光などがあり、ほとんどが南部を対象としている（表2-3）。

先に引用したタイ商務省の報告（注1参照）は、インドシナでの投資の対象として、輸入代替部門の奨励産業、輸出品生産部門、労働集約財、輸出クオーターのある商品、先進国からGSP特権が得られる商品をあげている。

漁業のヴィチャーン氏、観光・貿易業のピラポン氏、航空貨物のコヴィット氏らベトナムとのビジネス開拓を熱心に進めてきたタイ企業家は、体制の違う国であるベトナムへの進出に当たり苦労を重ねてきた。タイは世界でも指折りの漁業生産国であり、遠洋漁業協会会長であつたヴィチャーン氏は、政府がインドシナ政策を転換する前から、ベトナムとの漁業共同事業の話を進め、政府に対し、政治と経済を切り離すよう主張してきた。同氏の夢は一九八八年一月に実現した。

BH鉱業（ブーンシン社長）は初期の対越投資の一つで、宝石採掘業に進出した。社長の夫人はベトナム人である。いつたんコンセッション契約が結ばれたが、投資法の変更で再交渉となり、鉱区が狭められた。また、原石管理上のトラブルやタイ出資者同士の食い違いで中断したりもした。結局、一九

九一年一月になつて重工業省傘下のベトナム宝石会社らとの合弁会社が発足した。コンセツションの期間は十二年間で、B.H.鉱業の利益取り分は最初の五年間が六〇%、次の五年間が五〇%となつている。ホーチミン市にあるサピナ・ホールディングスは、六年前からベトナム進出を企て、二年前に塗料プロジェクトを開始し、サピナ・デンゾウ・サイゴンを設立して、九二年からタイTOAのライセンスでベトナム市場向けに塗料を生産している。両社ともタイ側をメジャーとする合弁会社である。原料はタイTOAから供給されている。

タイの代表的アグリ・ビジネスであるC.P.（チャルーン・ポクパン）社は、えび養殖、食肉生産、飼料生産などに関心を示し、ホーチミン市に貿易会社としてエヴ

表2-3 ベトナム政府によるタイ企業の投資認可リスト
(1992年10月29日現在)

(単位:1,000米ドル)

会社名	投資額	登録資本	業種
Mahachon Co. Ltd.	4,800	4,800	モーターサイクル
Sirichai Overseas Fisheries Co. Ltd.	5,000	500	漁獲（国内販売、輸出）
Chintee Hua Tannery	769	769	皮革輸出
Surat Canning Co. Ltd.	1,400	1,000	輸出用鮪鮫缶詰
Surat Canning Co. Ltd.	1,040	1,040	漁獲
JV Management	5,600	1,000	パイン缶、パインジュース
TN Intertrade Co. Ltd.	571	571	衛生綿、薬品
Osotsapha Co. Ltd.	177	100	えび養殖
Union Machinery Equipment	1,042	1,042	ホテル
Thai Phochana Food Cannery	10,980	9,480	漁獲、海産物缶詰
B. H. Mining Co. Ltd.	2,000	2,000	宝石
Hock & Thepnarong Inter.	1,815	1,558	漁獲、乾燥海産物
Siam Motor Group Inter. Travel	528	528	観光
Export Development Trading	1,000	1,000	宝石加工
Sapina Holding Corp.	1,000	1,000	塗料
Prestige Gems Co.	131	n.a.	えび養殖

(出所) ベトナム国家協力投資委員会。

アーシャイン社を設立して三年間にわたり市場調査を行なつてきた。同社は、南部のミンハイ省、ホーチミン市、ニンツアン省でえびの試験的養殖を行なつてきたが、一九九二年一二月にベトナムを訪問した同社幹部は、ベトナム党・政府首脳と会見し、ダナンでも二年間試験的にえび養殖を行なうことを合意した。⁽³⁾

海産物缶詰メーカーであるスラート・カンニング社は、一九八八年からベトナムのキエンジヤン省に目をつけ、原料が安定的に得られることから、海産物缶詰生産に最適の地であると考えた。キエンジヤン省もタイの技術による加工産業を誘致することに乗り気であつた。九〇年キエンジヤン省の人民委員会の漁業・加工・輸出会社と鮪・鮭缶詰生産合弁会社設立で合意した。しかし、その後問題が発生した。当初、製品の八〇%を輸出、残りを国内向けとして、九二年九月に操業を開始した。ベトナム側は缶やトマト、化学物資などを輸入せねばならず、その費用はコストの五〇%に達した。結局、一八%もの高金利で資金をタイから借りねばならず、ベトナム側にとつては誤算であつた。また、鮪缶詰の輸出に関しては、イルカ保護の問題が起きて輸出ノルマが達成できず、ベトナム国内で六割を販売せざるを得なくなつたが、嗜好が合わず、これもベトナム側にとつて誤算であつた。⁽⁴⁾

また、東北タイの漁網会社は、ベトナム進出の交渉をしていたが、為替変動で契約が成立しなかつたという。

一九九二年一月にアナン首相がベトナムを訪問し、タイの対ベトナム投資に対する保護措置に関する協定が調印された。しかし、同時に調印が期待された漁業協定については、二つの点で合意が見られず、調印は見送られた。すなわち、第一点は、漁獲の加工問題で、合弁事業が成立して利益は出資

額に応じて分配するのは良いとして、ベトナム海域での漁獲をタイ企業が加工することを協定に明記するかどうかで意見が分かれた。タイ側としては漁獲の一部をタイの加工工場に持ち帰るか、プレミアをつけて第三国に売れるようにしていとの思惑があり、ベトナムとしては、自国で加工したい。第二点は、排他的経済水域をめぐって六〇〇〇平方キロメートルにわたり双方の主張する海域がだぶつており、タイとマレーシアとの間で決められているような共同開発区域を設定したい。これまで導入された遠洋トロール漁船の公式登録などの措置は、領海侵犯を防ぐことができずにいる。タイ漁船による領海侵犯は、ベトナム南部の漁民に協定調印反対の口実を与えていた。タイ領海では漁獲資源が枯渇する一方、ベトナムでは漁船によるボート・ピープルの脱出などもあって漁業の発達が遅れており、タイのトロール漁船はベトナム領海への密漁を繰り返し、九〇、九一年はベトナム当局による拿捕件数がピークに達した。九一年中にベトナムのキエンジヤン省では一〇〇〇人、ミンハイ省では三五〇人のタイ漁民が捕まつた⁽⁵⁾といふ。ただし、九二年に入つてこの人数は減少しており、この問題での両国関係は改善の方向にある⁽⁶⁾。

第3節 援助

1 タイ政府の対インドシナ援助計画

チヤチャイ政権は、タイをインドシナへのゲートウェイとして宣伝し、これをきっかけに、ビジネスマンが同地域に注目することになった。このような経済界の意図とは別に、国際化を進める政府の意図としてもインドシナへの接近が企てられている。その背景には、民間による無秩序な進出が、相手国のタイに対するイメージを損なうとの危惧がある。「インドシナでのタイ・ビジネスマンのイメージは友人から敵に変わった。」と発言する学者さえいる（一九九二年三月二三日『ネーション』紙上でのスラキアト教授発言）。一九九一年八月、アーサ外相も「タイのインドシナ政策」と題するセミナーで、「タイの民間部門はインドシナでビジネス活動を拡大すべきだが、短期の利益を追求するのではなく、長期の協力関係を念頭におくべきである。相手側に技術、ノウハウを与え、労働力を訓練するのがよい」と述べている。

政府によつて具体的な対インドシナ政策がたてられ実施に移されるのは、アナン政権になつてからのことである。同政権は一九九一年四月に九一／九二年度の上限二億バーツの対外援助予算「タイ・エイド・プログラム」を承認した。これはビルマ、インドシナなどの周辺国を対象とするものである。

しかし、同予算（確定額は一・七五億バーツ）は、タイ側の実施機関、ならびに受入国との調整に手間取り、九二年度内には消化されず、翌年度にずれこみ、九三年度に続けて実施されることになった。外務省と首相府技術経済協力局（DTEC）が担当する。

先のアーサ外相の言葉をさらに引用すると、「政府は過去を捨て相互の信頼と理解の雰囲気を作らなければならぬ。対インドシナ政策として政府は三つのアプローチを試みる。すなわち、(1)誠意をもつて、官民ともにインドシナにおける変化を認識し、これに合わせる。(2)冷戦時代の遺産を短期・長期に解決する。(3)協力の推進をはかる」。

一九九二年八月、政府は対外援助政策実行委員会の設立を決定、委員長に外相、事務局に外務省経済局をあてた。九三年度、外務省は援助予算をDTECに移譲した。DTECは九三年度分として二億バーツを提示している。これまでのところ、トレーニング・プログラム（招聘、専門家派遣）、医療・教育・農業・環境などの分野でのグラントが主な内容になつていて。

タイ外務省経済局によれば、インドシナ三国への援助計画の内容は次のとおりである。⁽⁷⁾

- (イ) 対ラオス 三プロジェクト、九〇〇〇万バーツ。
- (ロ) 研修資金二一〇件。奨学資金三〇件。薬品、医療器具、教科書、教育資材などの供与。
- (ハ) 対ベトナム 七プロジェクト、二一〇〇万バーツ。
- (八) 対カンボジア 一二プロジェクト、二〇〇〇万バーツ。
- モデル農村開発センター設立、畜産支援、職業・農業研修、タイ文化センター設立、医療・

公衆衛生計画、学校建設など。

2 投資委員会の活動

投資委員会は、先述のようにタイ企業のインドシナ進出に對して情報提供、セミナー開催などを行なつてゐるが、その他にベトナム側の機關と協力協定を結び、外国投資誘致のための技術指導を行なつてゐる。一九九二年二月の同委員会副長官発言によれば、ラオスはタイからプロジェクト交渉にするノウハウと、外国資本に国が搾取されるのを防ぐための措置を必要としており、一方、ベトナムは、役人をタイに送つて同委員会で訓練してもらうことを望んでいるという。九二年一月、同委員会は、ベトナム、ラオスにノウハウと援助を供与する協定に基づき作成中のマスター・プランについて会合を開催した。プランは三点からなる。(イ)投資委員会は、外国投資家の選定とタイ投資家への情報提供に際し両国のコンサルタントとなる。(ロ)投資委員会は、ベトナム、ラオスから送られる政府役人にトレーニングを施す。(ハ)投資委員会は、両国が要請するプロジェクトにグラントを供与する。

トレーニングの企画に当たつては、投資委員会によれば、インドシナ各国からの來訪者は政府の役人が多く、国家経済社会開発庁、投資委員会などでブリーフィングを受けた後、工業団地の見学などを行なつたといふ。

3 資金協力

一九九二年八月の閣議は、友好的外交関係構築のためのプログラムの一環として、後発国に三つの種類の融資援助を提供することを確認した。(イ)借入国がタイから商品を購入する(特にインフラ)場合の融資。返済期間二十年、返済猶予十年。(ロ)長期投資。返済期間十年、返済猶予五年。(ハ)消費財および原料の購入口ーネン。返済期間二年、金利は融資時点で。(イ)の融資の金利は、市場金利より低く、大蔵省が定める。

この枠組は、一九九二年三月の閣議がベトナムへの一・五億バーツ貸付け(返済期間十年、猶予五年、金利三%)を承認した時に固まった。しかし、ベトナムは条件の緩和を要求し、返済期間二十年、猶予十年、金利一・五%を提案してきた。政府は二つの選択肢を考えた。すなわち、融資額を二・一・五億バーツに引き上げるか、額はそのまで返済期間を二十年に、猶予期間を十年に延ばし金利を二・七五%に下げるかというものである。結局は九二年一月の閣議で、一・五億バーツ、返済期間十年、猶予五年、年利三%と決まり、九二年一月のアン首相のベトナム訪問の際に提案され、同年一二月に一・五億バーツの商品借款供与協定として調印された。

4 対ベトナム交渉

タイ＝ベトナム両国政府間の協議は、一九八八年八月ベトナムのタク外相がタイを訪問し、チャチヤイ首相と会談した頃から本格化した。翌年一月には、シティ外相としては十三年ぶりにベトナムを訪問した。

一九九一年一〇月、第一回タイ越経済協力委員会が開催され、七八年の貿易・経済・技術協力協定の修正で合意した。

一九九一年一〇月、キエト・ベトナム首相がタイを訪問し、漁業協定について協議した他、投資促進・保護協定で合意、天然ガス開発協定に調印した。このうち、漁業協定はその後の協議でたびたび話し合われてきたが、まだ締結されていない。天然ガス開発は、タイ石油公社とペトロ・ベトナムがヴァンタウに天然ガス分離プラントを合弁で建設するものである。タイ側は生産されるLPGの輸入を希望している。

一九九二年一月にはアナン首相がベトナムを訪問し、投資促進・保護協定に調印した。

一九九二年一二月には二重課税防止協定が締結された。

5 文化援助構想

一九九三年一月四日の『ネーション』紙によれば、外務省高官は「ラオス、ベトナム、カンボジア、ビルマとの相互理解を高めるため、包括的支援パッケージを用意すべきである。この二年で二・〇三億バーツが供与された。このうち、半分はラオス向けである。(タイ・ビジネスマンは隣国の資源を食い物にして)世界に悪いイメージを植え付けている。」と発言した。この問題に関連して、他の高官は次のような提案を行なつてはいる。「外交政策として、American University Alumni'プリティッシュ・カウンセル、アリアンス・フランセーズ、ゲーテ学院のようなタイ・センターを隣国に設置すべきである。まず、ラオス、カンボジア、ミャンマーに文化センターを設置したら良い。当面、言語教育、農業開発、公衆衛生の分野を対象とし、カセサート、マヒドンの卒業生を派遣する。バンコクにはタイ・カウンセルを官民の資金で設立する。」

第4節 金融センター

タイは一九九〇年五月にIMF八条国に移行し、為替管理の自由化がスタートした。対外証券・不

動産投資を除き、資本取引が自由化されることになった。これとともに、タイ・バーツのこの地域での貿易・投資における役割増大が期待された。インドシナにおける金融制度が未整備なこともあって、タイ系銀行への預金の増加が期待された。

一九九一年一二月、タイ中央銀行は、インドシナ三國とミャンマーへのバーツの持ち出し制限を大幅に緩和し、渡航一回につき二五万バーツまで自由とした。

八条国移行を機に、中央銀行・大蔵省はタイをこの地域の金融センターにするとの構想を打ち上げた。その背景には、インドシナにおけるバーツ貨使用の増大があり、加えて香港の将来が不明なこと、タイの経済力強化にともなう資金調達などの要因があつた。しかしながら、通信施設の不備、専門家の不足、法律の不備などから、オフショア市場を創設するなどについては慎重論もあつた。

一九九二年九月になつて、政府はオフショア市場 (Bangkok International Banking Facility : BIBF) の創設を承認した。BIBFは外国銀行ならびに地場銀行にオフショア業務(国内市場と切り離した形で、非居住者の資金調達・運用を行なうもの)を認め、税制上の優遇措置を与えるものである。優遇措置としては、通常三〇%の法人税が一〇%に軽減され、三・三%の事業税が免除される。この構想の第一段階ではインドシナの金融センターとなり、インドシナの再建資金調達・世界経済への統合を支援する。タイの銀行も支店網を増やす。⁽⁸⁾ 第二段階では香港、シンガポールのような金融センターとなり、第三段階ではロンドンのような完全な金融センターとなつて、オンショア、オフショアを含むあらゆる金融取引を扱う。アジアのオフショア市場は九二年後半から中国、タイ向け協調融資がまとまつて再び拡大しつつある。BIBFは「外一外」資金調達に加えて「外一内」資金移動をもねらう。

中央銀行はBIBF制度下でオフショア業務を行なうオフショア・バンкиング・ユニット(OBU)への申請を一九九二年一二月に締め切ったが、結局、五一行が申請、うち三六行が外国銀行であつた。九三年三月二日、大蔵省は四七行にオフショア業務のライセンスを与えた。⁽⁹⁾

一九九二年八月一七日のセミナーで「タイーインドシナへのゲートウェイ」と題して講演した中央銀行経済調査部のバンディット博士は、インドシナの資金需要が年七〇～一〇〇億ドルであり、タイにおける資金需要と合わせれば、タイが小さな金融センターになり得ると述べている。同氏はまた、タイがセンターになる条件として、(イ)マクロ経済の安定、(ロ)成熟した国内金融市场とともにオフショア金融市场があること、(ハ)国境を越えた資本と情報の自由移動、(ニ)通信手段が十分であり、価格が経済的である、(ホ)会計、法律、その他関連分野の専門家がいる、(ヘ)金融機関の法律・公的規制とサービスが国際慣行・基準に合っている、といった点をあげ、タイはその条件を満たしていることを強調している。

第5節 東北タイの期待

タイ・インドシナ関係の展開は、東北タイにインパクトを与えていた。先に触れたチヤン政権の施政方針は、北部を中国、ラオス、ミャンマー等近隣諸国を結ぶ空の交通の中心とすること、東北部

をインドシナ諸国との通商の門戸、同地域の生産の中心とすることをうたっている。東北タイのビジネスマンはインドシナとの交易拡大に関心をもつていて。ノンカイのメコン川架橋現場にはすでに橋脚が据えられ、一九九四年開通を目指している。東北タイの代議士は、コンケンからこの橋を渡つてラオスを経由し、北京、モスクワまでという鉄道ルート整備を首相に進言した。さらに、ムクダハンでも第二のメコン川架橋計画があり、現場には標識が建てられている。サコンナコン、ロイエトのビジネスマンは、ノンカイよりもこちらの橋が経済効果が高いと期待をこめている。ここで考えられているのは、東北タイの道路網を整備して、東部臨海工業地帯と東北タイ、ラオス南部、ベトナム中部を連結し、東北タイの振興をはかるとの構想である。この橋と道路の建設に対し、タイは日本の資金援助を望んでいる。日本の資金については、チャチャイ元首相によるインドシナ開発基金構想があり、タイを含めた三角協力の実現をタイ側は希望している。

タイ・インドシナの接近は、国連のメコン委員会の活動にも転機を与えるものである。一九九一年一月にはメコン委員会の四カ国代表が十六年ぶりに揃つたが、タイとベトナムの対立のためカンボジアの復帰文書への署名はならなかつた。九二年三月にタイは、ビルマ、中国を含めた委員会の改組を提案したが、ベトナムはタイの改組案に疑念をもつていて。九三年二月の作業部会では四カ国代表がハノイで共同コミュニケに署名し、(イ)メコン川の水資源利用の原則、(ロ)同協力構想の推進母体づくり、の二点について協議を重ね、今年中に草案をまとめることになつた。

むすび

インドシナ地域では自由化と対外開放政策の進展によつて、大きな需要・供給を生みだ出した。こうした需要に緊急に応えるために、タイは開放化の初期の頃から進出し、一定の役割を果たしてきた。衣服部門などでは競争相手の登場で比較優位を失うとして、現地シフトの動きも見られた。しかし他方で、現地における制度の未整備などの理由から、生産シフトには慎重論も出ていた。タイ政府はこうした状況に対処するために、ベトナム政府と両国の互恵的関係を探る方向で協議を重ねている。

両国は似たような経済構造をもつが、タイが経済発展のレベルにおいて先行していることから、両国経済はもつか補完的な関係にある。ベトナムに対する外国からの投資は、石油関係を除けば、短期の利益を追求するものが多い。タイの場合もそうである。その背景には米国による経済制裁が未だ完全には解除されていないことがあるが、これが解除されたとき、タイ資本の役割はどうなるであろうか。将来、ベトナムの農業ならびに工業の発展が進んだとき、両国がライヴアルとなることは必至である。両国が分業関係をいかに築いていくかは、両国の今後の課題である。

インドシナは再建復興のため、人材、資金、技術を外部から導入することを必要としている。この点では日本をはじめとする先進国とタイをはじめとするASEAN諸国とが連携した三角協力構想は、タイの経済発展にインパクトを与えるとともに、この地域の安定と活性化にとつて意義が大きいと思

われぬ。

注(1) 一九九二年の貿易目標に関するセミナーでの報告「タイとインドシナの貿易」(タイ語)、商務省商務經濟局作成。

(2) ベトナム政府発表 (General Statistical Office, *Economy & Trade of Vietnam, 1986-1991, 1992*)によれば、一九九一年のベトナム米の主な輸出先は、フランク(10・四万トン)、イエン・ネシア(五・九万トン)、旧ソ連(五・五万トン)、香港(三・五万トン)などとなつてゐる。一方、九一年のタイ米の主な輸出先は、セネガル(三五・四万トン)、マレーシア(三三・一四万トン)、香港(一七・七万トン)、シンガポール(一一・八万トン)、アラブ首長国連邦(一八・一万トン)、旧ソ連(一七万トン)、サウジアラビア(一一万トン)、イラン(一〇・六万トン)、ベトナム(一〇・一亿万トン)、中国(六・一万トン)、アラジル(五・四万トン)などである。

(3) *Bangkok Post*, December 22, 1992.

(4) *Bangkok Post*, December 21, 1992.

(5) 注1の商務省報告によれば、タイの漁業生産は年二八〇万トンや、そのうち、国内が二一〇〇万トン、外国での共同捕獲が八〇万トン(うち、マニャンマーと二五万トン、ベトナムと二〇万トン、インドネシアと二〇万トン、マレーシアと一五万トン)である。国内分の一部はタイ領海の外での密漁によるものである。非法船と合法船の比は二対一以下のようである。

(6) *Bangkok Post*, December 20, 1992.

(7) ベトナム以外の回計画は、マニャンマー(六計画、一一一〇〇万バーツ)、ネパール(一計画、一〇六六万バーツ)、ロシア・CISなどを対象としている。

(8) バンコク銀行がハノイ、ホーチミンに支店、タイ軍人銀行がホーチミンに駐在事務所。サイアムコマーシャル銀行がヴィエンチャンに支店、アノンペンで合弁銀行設立。タイ農民銀行はヴィエンチャン、アノンペンに支店を開

設。一九九二年一〇月九日付『ブーチャトカーン』紙によれば、タイ中央銀行はラオス、カンボジアの中央銀行と合同作業委を設置し、両国でのバーツ貨の流通について対策を協議している。ベトナムではバーツ貨の流通がありないので、そうした作業は行なわれていない。カンボジアではバーツ貨が通貨流通の四〇%を占めるという。

(9) 四七行のうち、タイ銀行は一五行、タイに支店を持つ外国銀行一二行、タイに支店を持たない外国銀行二〇行となつていて、